

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成25年3月13日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 10 時 23 分
出席委員	明田 酒井 苗村 竹田 藤本 眞継 立花 西口		
事務局	八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 委員長報告の確認

明田委員長 報告案朗読

<全員了>

2 議会だより原稿について

<明田委員長>

事務局から説明させる。

<事務局>

前回委員会で意見があった掲載項目案の3項目(こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大、国保脳ドック)の文章量目安の資料を作成した。文章量の目安のみを目的とした資料であるので内容は精査しておらず、注意願う。

いずれも制度の改正に関わるものである。委員会で議論のあった部分を記事にしようとする、前提である制度改正内容等についての一定の説明は避けられず、案に示す程度の文字数は最低限必要と思われる。従って記事掲載のスペースが極めて困難な状況を踏まえ、掲載項目を決定されたい。

<藤本委員>

議会だよりには分かりやすさが必要。掲載項目を2項目にし、市民にとってはプラスとなるこども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大を掲載すべき。

<立花委員>

藤本委員の意見に賛成。文章の内容について、注釈をつける等の工夫をされたい。特に国保の特定世帯等などの専門的な用語は配慮すべき。

<苗村委員>

議会だよりには常任委員会の審査内容とは別に、議案の論点などを記事にできるスペースがある。こども医療費はその部分を利用し、本委員会の記事は国保関係の2項目とされたい。仮に、議会だよりで別のスペースが確保できない場合は、藤本委員の意見のとおりとされたい。

また、議会だよりの編集にあたり、平易な言葉を用いることとしており注釈等が必要である。事務局が作成したこの案についても可能な限り言葉を削るべき。

<酒井副委員長>

文章内容は今後の検討となる。文章量から、わかりやすくするための用語解説等も考慮し、1項目のみの掲載とすることもあり得るが。

<西口委員>

1項目のみ詳細な内容を記事にし、2項目は見出しのみを掲載することなど様々な方法が考えられる。

<立花委員>

見出しのみを掲載することも考えられる。わかりやすく記事にしようとするれば、前提となる制度の解説等も必要であり、事務局説明のとおり案程度の文章量とならざるを得ないであろう。

見出しのみを分かりやすく表記し、「詳細は担当まで」等と連絡先を記載することもできるのではないか。西口委員の意見も考えられる。

<眞継委員>

連絡先を掲載するなら、連絡先は議会事務局になる。そのようなことへの対応は困難。現実的ではない。

<酒井副委員長>

市民から制度自体の問い合わせがあれば対応は市の所管課となろう。議会だよりは議会内で議論となった内容を掲載するものであり、議会報告会でもその観点で説明している。従って全て掲載するのではなく選択して集中させるべき。

<明田委員長>

項目のみではなく記事としては一定の説明が必要と考えるが。

<藤本委員>

こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大を常任委員会の審査内容として掲載すべき。議会だより全体の編集として、委員会審査以外のスペースで同内容の記事が掲載される場合の調整は委員長に一任する。

<明田委員長>

議会だよりの委員会審査内容の記事は各委員会の決定が優先される。

<苗村委員>

議案によっては議案内容を常任委員会審査報告以外のスペースに掲載することもあり、そうなれば委員会の審査内容報告スペースでは項目のみの掲載でも支障ない。議案全体の中でトピック的に取り上げるものもある。こども医療費についてはその可能性があるのでは。

<藤本委員>

常任委員会の審査内容として本委員会が決定すればいいこと。こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大を掲載すべき。文言整理は事務局に任せるべき。

<明田委員長>

議会だより全体として3項目のうちのどれかが取り上げられ、広報広聴会議が記事を作成するのか。

<苗村委員>

広報広聴会議が記事を作成することはない。委員会審査に係る記事は本委員会確認されるもの。議会だより全体として別のスペースでトピック的に記事にされる可能性があるということ。本委員会としては委員会審査内容の報告として他のことは考慮せず掲載内容を決定すべき。

<藤本委員>

常任委員会の審査内容報告記事と同内容の記事を他のスペースに掲載すべきで

はない。各常任委員会に任せた委員会審査内容報告の記事スペースは各常任委員会が内容を決定すべきで、全体の調整は広報広聴会議側が行うべき。

< 明田委員長 >

正副委員長に一任いただきたい。また、広報広聴会議との調整のため常任委員会副委員長が広報広聴会議委員となっている。了解願いたい。

< 酒井副委員長 >

掲載項目が決定されていない。

< 明田委員 >

こども医療費、国保条例に関わる世帯別平等割に係る配慮の拡大の2項目を掲載する。

< 全員了 >

散会 ~ 10 : 23